

2018年4月27日
川崎汽船株式会社

取締役会の実効性評価について

当社は、「川崎汽船コーポレートガバナンス ガイドライン」第22条において、「取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する」こととしております。

この度、2017年度取締役会について実効性評価を実施し、その結果がまとまりましたので、以下のとおり概要を報告いたします。

1. 取締役会実効性評価の方法

当社として初回の2015年度取締役会実効性評価は独立した第三者の評価会社によりインタビュー形式にて実施、昨年度は全ての取締役及び監査役に対するアンケートを通じた自己評価方式としたが、本年度は昨年度と同様、アンケートの結果をもとに取締役会にて自己評価を行った。

＜アンケートの主要項目＞

- ・ 取締役会の戦略・リスク等に対する理解
- ・ 取締役会における議論の質
- ・ 取締役会の構成
- ・ 取締役会の運営と実務的事項
- ・ 取締役・経営陣幹部の指名・報酬制度の実効性
- ・ 取締役の意思決定におけるカルチャー
- ・ グループガバナンス
- ・ 株主その他のステークホルダーとの関係

2. 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

当社取締役会は、全般的に高い実効性が確保されていると自己評価を行った。

＜取締役会の実効性について特に高く評価する強み＞

昨年度の実効性評価にて強みとして挙げられた下記点は、本年度も引き続き維持・強化されていると考える。

- ・ 不断のガバナンス改革の実行とガバナンス向上に向けた取り組み
- ・ 業務執行における適切な意思決定プロセス及び迅速な執行
- ・ 多様性に富んだ社外役員による適切なモニタリング
- ・ 議長のリーダーシップによる協力的な取締役会の雰囲気

また、これらに加え、今回のアンケートにおいて、「資産ポートフォリオの見直しをはじめとした資本効率性に関する議論が取締役会で活発に行われていること」も強みの一つであることが確認された。

<実効性改善に向けた取り組みの進捗状況>

- ・ 執行役員を含む役員の指名方針、後継者計画、役員評価の客観性向上
役員指名方針及び後継者計画の透明性及び客観性を向上させるべく、業界・会社固有の歴史や慣習及び役員候補に関する情報を社外取締役とも十分に共有し、議論が活性化した。また、2017年8月に運用を開始した業績連動型株式報酬制度(株式給付信託)に反映される個人業績の評価方針等についても、報酬諮問委員会にて十分な議論を行った。
- ・ ガバナンス体制に関する議論の促進
ガバナンス体制の根幹となる機関設計を含めた議論を取締役会にて行い、当面は任意の指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置した監査役会設置会社としての体制を維持し、ガバナンス体制及び取締役会実効性の更なる向上を目指す方向付けを行った。
- ・ リスク管理体制の強化
取締役会での議論を経て、2017年10月末に経営管理高度化の考え方を対外公表した。これは、事業リスクを定量化し、その総量を一定範囲にコントロールするとともに、リスクに見合ったリターンを確保すべく最適な事業ポートフォリオの転換を図っていく方針を定めたもの。また、危機管理委員会統括の下、経営リスク委員会を始めとする各種委員会においてリスク管理を更に徹底させ、討議内容の取締役会に対する報告体制を強化した。

<実効性の更なる向上に向けて、今後、取り組むべき課題>

- ・ 中長期的な経営方針・計画に関する議論の促進活性化
2017年度においては、経営の最重要課題が業績黒字化であり短期的な戦略・意思決定の議論を重視せざるを得なかったが、2018年度以降は、中長期的な経営方針・計画に関する議論を充実させるため、事業構造を踏まえた当社の強み・弱みに関する分析や理解を更に深化させ、中長期的な経営戦略を集中的に討議する場を設定する。
- ・ リスク管理体制の運用モニタリング
上述のとおり、経営管理高度化を導入したが、本格的な運用は2018年度からとなる。リスク報告・管理体制を軌道に乗せ、企業価値の更なる向上を目指し、取締役会での議論及びモニタリングを徹底していく。

3. 上記分析・評価結果を踏まえた今後の対応

当社取締役会は、現時点において実効性が十分確保されていると判断するものの、より実効性の高い取締役会の実現に向けて、上記に掲げた取り組むべき課題を含め、不断の改善を行っていくものとする。

以上